

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の公布について

気水第244号

平成22年3月31日

1 改正理由

神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）の一部改正に伴い、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成9年神奈川県規則第113号。以下「規則」という。）において規定する機関名について所要の改正を行うほか、規則で引用する法令の改正等に伴い、当然必要とされる整理を行うため所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 相模原市の政令指定都市移行に伴う改正関係（第21条、第23条及び第94条）

平成22年4月1日に相模原市が政令指定都市に移行することに伴い、市町村の並びを建制順に改めるもの。

ただし、規則の附則第15項及び第18項については、既に効力を失っているため、市町村の並びを建制順に改めるための改正は行わない。

(2) 組織再編に伴う改正関係（第28条、第50条及び第56条の3）

平成22年3月30日に行われる神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）の一部改正に併せて、規則において規定する機関名について、「環境農政部大気水質課」から「環境農政局環境部大気水質課」に改めるもの。

(3) 公定法の改正に伴う改正関係（第32条、別表第2、別表第10）

ア 日本工業規格M8813の改正関係（第32条、別表第2）

「石炭及びコークス類の元素分析方法」を定めた規格M8813の改正により、全硫黄の定量方法である「燃焼容量法」が「高温燃焼法」に改められたため、規則で引用する該当箇所について、所要の改正を行うもの。

イ 環境庁告示「水質汚濁に係る環境基準について」の改正関係（別表第10）

平成21年11月30日に行われた「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号）の一部改正により、同告示の付表7として新たに1,4-ジオキサンの測定方法が追加され、付表7が付表8に改められたため、規則中で引用する該当箇所について、所要の改正を行うもの。

(4) 医療法の改正に伴う改正関係（第45条）

平成12年12月6日に行われた医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正により、「患者の収容施設」が「患者を入院させるための施設」に改められたため、規則で引用する該当箇所について、所要の改正を行うもの。

(5) 土壌汚染対策法の改正に伴う改正関係（第50条及び第55条の2）

平成21年4月24日に行われた土壌汚染対策法（平成14年第53号）の一部改正（平成22年4月1日施行）により、法における土壌汚染状況調査及び特定有害物質によって汚染されている区域の指定に係る根拠条項が改正されたため、関係する条項について所要の改正を行うもの。

(6) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正に伴う改正関係（附則第23項）

平成16年3月30日に行われた神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）の一部改正により、同条例の附則第13項が削られ第14項以降が繰り上げられたため、繰り上げられた条例の附則を引用している規則の附則第23項について所要の改正を行うもの。

ただし、規則の附則第19項から第22項までについては、条項ずれが生じているが、既に効力を失っているため、改正は行わない。

(7) その他所要の改正関係（第40条）

その他、当然必要とされる規定の整理を行うもの。

3 その他

平成22年3月31日以前に土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「旧法」という。）第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による土壌汚染状況調査が行われた土地又は同日以前に旧法第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による土壌汚染状況調査に着手し、かつ、平成22年4月1日以後に当該土壌汚染状況調査が完了した土地については、土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法第3条第1項又は第5条第1項の規定による土壌汚染状況調査が行われた土地とみなして、改正後の第50条の規定を適用する。

4 施行期日

2(3)、2(4)、2(6)及び2(7)については公布の日から、2(1)、2(2)及び2(5)については平成22年4月1日から施行する。